

令和3年神審第40号

裁 決

水上オートバイA被引浮体搭乗者負傷事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官岸尾光一出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和2年9月12日11時30分

滋賀県琵琶湖南西部

2 船舶の要目

船種 船名 水上オートバイA

総トン数 0.1トン

登録長 2.71メートル

機関の種類 電気点火機関

出力 75キロワット

3 事実の経過

(1) 設備等

Aは、最大搭載人員が3人のFRP製水上オートバイで、船体のほぼ中央に操縦ハンドルが、同ハンドルから後方の船尾にかけて鞍型の座席がそれぞれ設置され、同座席後端に浮体えい航用の長さ約18メートルの合成繊維製えい航索を係止するクリートが取り付けられていた。

(2) 関係人の経歴等

a受審人は、（一部省略）平成24年以降毎年4月ないし10月までの期間、琵琶湖で、水上オートバイを操縦して浮体及びウエイクボードのえい航を15回ほど行っていた。

(3) 浮体

Aがえい航する浮体は、長さ1.47メートル幅1.78メートルの長方形の合成樹脂製の3人乗り水上遊具で、搭乗者は横並びにうつ伏せに乗り、えい航索を係止する金具（以下「金具」という。）及び搭乗者用の持ち手3組がそれぞれ前部に取り付けられていた。

(4) 本件発生に至る経緯

Aは、a受審人が1人で乗り組み、いずれも救命胴衣を着用した知人3人が搭乗する浮体をえい航して遊走する目的で、船首0.2メートル船尾0.4メートルの喫水をもって、令和2年9月12日11時27分滋賀県大津市和邇北浜に所在する標高86.1メートルの四等三角点（以下「四等三角点北浜」という。）から060度（真方位、以下同じ。）210メートルの地点となる琵琶湖南西部の湖岸を発し、同岸の沖合に向かった。

a受審人は、琵琶湖南西部の湖岸の沖合を東行し、11時28分僅か前四等三角点北浜から070.5度350メートルの地点で、

針路を086度に定め、毎時30キロメートル（以下「キロ」という。）の速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

a 受審人は、11時28分半僅か前四等三角点北浜から077度590メートルの地点に至って左旋回を始め、11時29分半四等三角点北浜から056度940メートルの地点に達し、船首が330度を向いたとき、折からの西風による風浪を認めていたが、平素、同じような速力でも無難に浮体をえい航できていたことから、減速しなくても浮体に大きな衝撃を受けることはないものと思い、速力を大きく減じるなど、浮体搭乗者に対する安全確保の措置を十分にとらなかつた。

こうして、a 受審人は、同じ速力で左旋回を続け、11時30分四等三角点北浜から041.5度870メートルの地点において、Aは、船首が276度を向いたとき、原速力のまま、風浪の衝撃により、浮体搭乗者全員が前方に投げ出され、浮体中央の搭乗者の顔、左腕などがえい航索及び金具に接触した。

当時、天候は曇りで風力3の西風が吹き、波高は0.3メートルであった。

その結果、浮体中央の搭乗者が鼻骨骨折、左上腕部打撲などを負った。

（原因及び受審人の行為）

本件浮体搭乗者負傷は、琵琶湖南西部において、浮体をえい航して遊走する際、浮体搭乗者に対する安全確保の措置が不十分で、風浪の衝撃により、浮体搭乗者が前方に投げ出され、えい航索及び金具に接触したことによって発生したものである。

a 受審人は、琵琶湖南西部において、浮体をえい航して遊走中、折か

らの西風による風浪を認めていた場合、浮体に大きな衝撃を受けることのないよう、速力を大きく減じるなど、浮体搭乗者に対する安全確保の措置を十分にとるべき注意義務があった。ところが、同人は、平素、同じような速力でも無難に浮体をえい航できていたことから、減速しなくても浮体に大きな衝撃を受けることはないものと思い、浮体搭乗者に対する安全確保の措置を十分にとらなかつた職務上の過失により、風浪の衝撃により、浮体搭乗者が前方に投げ出され、えい航索及び金具に接触して浮体搭乗者を負傷させるに至つた。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

よつて主文のとおり裁決する。

令和 4 年 6 月 1 5 日

神戸地方海難審判所

審判官 下 條 正 昭